

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成25年度
計画変更年度	平成28年度
計画主体	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町

## 玉名地域広域鳥獣被害防止計画

<代表市町及び連絡先>

担当部署名 和水町農林振興課  
所在地 熊本県玉名郡和水町板楠70  
電話番号 0968-34-3111  
FAX番号 0968-34-3318  
メールアドレス k-izumi@town.nagomi.lg.jp

市町名	荒尾市	玉名市	玉東町
担当部署	建設経済部 農林水産課	農林水産政策課	産業振興課
所在地	荒尾市宮内出目390番地	玉名市岩崎163番地	玉名郡玉東町大字 木葉759番地
電話番号	0968-63-1443	(0968) 75-1126	0968-85-3113
FAX番号	0968-63-1158	(0968) 75-1167	0968-85-3116
メールアドレス	kou.23302@city.arao.lg.jp	nosui@city.tamana.lg.jp	Watanabe-t@town.gyokuto.lg.jp

市町名	南関町	長洲町
担当部署	経済課	農林水産課
所在地	玉名郡南関町大字 関町1316番地	玉名郡長洲町大字 長洲2766番地
電話番号	0968-53-1111	(0968) 78-3265
FAX番号	0968-53-2351	(0968) 78-1092
メールアドレス	ry0.hosogai@town.nankan.lg.jp	y-urata@town.nagasu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタを含む）、カラス類、スズメ類、ヒヨドリ、ハト類、ハクビシン、アナグマ、ニホンジカ、タヌキ、アライグマ
計画期間	平成 26 年度～平成 28 年度
対象地域	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成 24 年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害面積(ha)	被害量(t)	被害金額(千円)
イノシシ (イノブタを含む)	稲	19.98	128.68	13,224
	果樹	20.12	302.65	23,585
	野菜	33.94	85.29	12,638
	いも類	0.24	6.72	117
	小計	74.28	523.34	49,564
カラス類	稲			
	果樹	1.29	163.91	7,039
	野菜	1.30	3.72	1,117
	麦類	15.65	15.98	1,224
	小計	18.24	183.61	9,380
スズメ類	稲	2.01	5.16	1,021
	小計	2.01	5.16	1,021
ヒヨドリ	果樹	0.44	14.80	1,687
	野菜	0.15	0.14	10
	小計	0.59	14.94	1,697
ハト類	稲	2.31	2.69	289
	果樹			
	野菜	1.85	1.36	112
	豆類	0.32	0.54	67
	小計	4.48	4.59	468
合計	稲	24.30	136.53	14,534
	果樹	21.85	481.36	32,311
	野菜	37.24	90.51	13,877
	いも類	0.24	6.72	117
	麦類	15.65	15.98	1,224
	豆類	0.32	0.54	67
	合計	99.6	731.64	62,130

※長洲町は農作物への被害は無

(注) タヌキ、アナグマについては、被害データはないものの野菜等の被害が発生している。

ニホンジカについても、被害データはないものの林業での被害が発生している。  
アライグマの生息が確認され、今後の被害発生が懸念される

## (2) 被害の傾向

### (イノシシ)

玉名地域の中山間部に生息し、主に温州みかん等の果樹・水稻・タケノコの収穫期に園地に出没する。地域全体では平成 22 年度をピークに被害は減少しつつあるが、地区によっては目撃情報、被害通報及び捕獲頭数が増加しており更に被害の拡大が懸念されている。

収穫直前の被害や植栽後間もない幼木への被害は農業生産意欲の減退を招き、耕作放棄地の増加につながっている。

### (カラス類)

玉名地域全域に生息し、主に梨やスイカ等に被害が発生している。6月上旬から10月上旬の収穫期に被害が集中し、農家を悩ませている。

### (スズメ類)

玉名地域全域に生息し、水稻への被害が多い

### (ハト類)

玉名地域全域に生息し、水稻をはじめ、豆類に被害が発生している。農作物の生育・収穫時期にあたる4月から11月に被害が発生している。

### (ハクビシン、アナグマ)

ハウス栽培のイチゴ、スイカ、野菜類への食害が報告されている。ハウス内に侵入し出荷前の果物がかじられている。現在発生は一部地域に限られているが、被害地域が拡大する懸念がある。

### (ヒヨドリ)

近年、キャベツ等の収穫時に被害が発生しており、今後、被害の増大につながる恐れがある。

### (タヌキ)

中山間部に生息し、農作物の収穫期に被害が発生している。被害報告や目撃情報が年々増加傾向にある。

### (ニホンジカ)

玉名地域への侵入および林業への被害が発生し、今後の被害拡大が懸念される。

### (アライグマ)

玉名地域において県内で初めて捕獲され、今後の被害発生が懸念される。

資料1：鳥獣による農作物被害発生地域

資料2：鳥獣による農作物被害推移

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況が分かるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	被害金額 (千円)		被害面積 (h a)	
	現状値 (平成 24 年 度)	目標値 (平成 28 年 度)	現状値 (平成 24 年 度)	目標値 (平成 28 年度)
イノシシ	49,564	34,500	74.3	51.0
カラス類	9,380	6,500	18.2	12.5
スズメ類	1,021	700	2.0	1.4
ヒヨドリ	1,697	1,150	0.6	0.4
ハト類	468	320	4.5	3.0
ニホンジ カ	僅少	0	僅少	0.0
アライグ マ	0	0	0.0	0.0
合 計	62,130	43,170	99.6	68.3

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

荒尾市	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>荒尾市有害鳥獣駆除隊に捕獲業務を委託。農家からの被害報告を受けて、出勤を要請している。イノシシ用箱わなを20年度から24年度にかけて41基、くくりわなを150台購入し、駆除隊及び市民に対し貸し出している。それに関連して、わな猟免許の取得に係る経費を助成し、捕獲従事者の増加を促している。さらに、報奨金制度を導入し、捕獲活動の促進を図っている。</p> <p>また、被害地区農家を対象に、有害鳥獣対策の基礎知識、捕獲技術等を学ぶ研修会を開催し、人材の育成を図っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地の解消。</li> <li>・鳥獣捕獲隊の高齢化対策としての捕獲担い手の育成。</li> <li>・地域ぐるみで組織する被害防止対策協議会による捕獲体制の整備。</li> <li>・捕獲機材の導入整備。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<p>23年度より、電気柵を約41km、ワイヤーメッシュ柵を約18km整備した。防護柵設置農家をはじめ、被害地区の農家に対しては、効果的な設置方法や鳥獣害に強い圃場作りの方法等について研修会を開いて指導している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防護柵の整備促進。</li> <li>・緩衝帯の整備推進。</li> </ul>

玉名市	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	玉名市で編成された有害鳥獣捕獲隊により、年間約300頭のイノシシ、約500羽のカラス等を捕獲している。捕獲鳥獣の処理は、捕獲者により適正に処理されている。また、イノシシ用わなを購入し、捕獲隊には猪用箱罾・くくり罾を貸与し、機材整備を図っている。狩猟免許取得費補助制度を整備し、捕獲担い手の確保を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隊員の高齢化</li> <li>・ 捕獲担い手の育成及び確保</li> <li>・ 捕獲鳥獣の処理</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	被害防護施設を整備する事業により平成22年度から約50kmの電気柵等を整備している。また、「寄せない」「入れない」「増やさない」の三本柱を掲げて、被害多発地域住民の意識啓発のための研修会及び座談会を開催している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 侵入防護柵の整備促進</li> <li>・ 緩衝帯の整備促進</li> <li>・ 耕作放棄地の解消</li> <li>・ 放任果樹の撤去</li> </ul>

玉東町	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	玉東町有害鳥獣捕獲隊及び玉東町北部地域有害鳥獣捕獲隊に捕獲業務を委託。被害の状況に応じ捕獲を実施している。また、狩猟免許取得の経費に対し、助成を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲隊員である猟友会のメンバーの高齢化に伴う、捕獲担い手不足</li> <li>・ 有害鳥獣の出没地域の広域化に伴う対応</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	電気防護柵、侵入防護柵の購入に関して、補助制度を設けている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣害に対する認識や取組に個人差があり、地域での話し合いを行い、鳥獣害に対する認識の統一</li> </ul>

和水町	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	和水町有害鳥獣捕獲隊による捕獲を実施している。また、捕獲実施者へ箱わなの無償貸出し、箱わなの購入及び製作に対する補助と捕獲隊員への捕獲技術向上のための講習会や農家への自己防衛のための講習会を実施している。さらに、自衛捕獲者組織が行う自衛捕獲への助成や、狩猟免許取得者への費用助成により、捕獲体制の整備を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲隊の高齢化による人員不足と捕獲委託への費用増大。</li> <li>・ 集落内でも被害の有無や大小により住民の自衛意識の差が大きいため、集落全体、ひいては町全体の課題として意識改善のため啓発活動</li> </ul>

和木町	従来講じてきた被害防止対策	課題
防護柵の設置等に関する取組	<p>侵入防護柵（電気柵・ワイヤーメッシュ柵）の購入に対する補助。町内住民への自己防衛のための講習会実施</p> <p>平成25年度までに147地区（約195km）の侵入防護柵を設置。</p> <p>電気防護柵、侵入防護柵の購入に対する補助。町内住民への自己防衛のための講習会実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町単独費による政策のため、町の財政面等から補助率を上げることが困難</li> <li>・防護柵を設置した地区周辺での被害の増加</li> <li>・防護柵は個々での導入が先行しており集落としてのまとまりがない。</li> </ul>

南関町	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>南関町有害鳥獣捕獲隊による通年捕獲業務を委託。捕獲隊・猟友会両団体に捕獲補助金を支出している。また、狩猟免許に係る経費についても補助を支出している。</p> <p>農家からの被害報告を受けて、各地区の理事に連絡をし、捕獲を要請している。</p>	<p>猟友会、南関町有害鳥獣捕獲隊において、高齢化が進み、担い手の育成が急務である。</p> <p>捕獲鳥獣の処理</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>平成23年度において、26地区（約178km）の侵入防止策（電気柵、メッシュ柵）の設置を行い、平成24年度においては、単独事業にて、35件（約15km）の侵入防護柵（電気柵）の設置を行った。</p> <p>また、平成25年度も引き続き単独事業において、侵入防止柵の補助を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防護柵の整備推進</li> <li>・緩衝帯の整備推進</li> <li>・自己防衛意識啓発活動の推進</li> </ul>

長洲町	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>住民からの通報に適宜対応を行っている。</p> <p>また、玉名管内の広域協議会等において他市町等との情報交換と連携を行っている。</p>	<p>今後、侵入や被害等が確認された場合、捕獲者の確保や捕獲体制の整備を検討する。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>これまで侵入や被害等がないため、防護柵の設置は行っていない。</p>	<p>今後、侵入や被害等が確認された場合、防護柵等の設置を検討する。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヵ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防護柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追い上げ、追い払い活動、放任果樹の撤去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

(広域連携)

各市町鳥獣被害防止対策協議会が連携し、鳥獣による農作物の被害防止対策や捕獲方法についての情報交換を行い、効果的な被害防止体制の整備を行うため、平成23年9月に広域連絡協議会を設立した。

本協議会では、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に取り組む地区の設置推進を行い、被害を受けにくい環境作りの推進を行う。また、各市町の実施隊及び協議会の協力体制を整え、効果的な捕獲の実施、捕獲技術の向上、捕獲担い手の確保を行う。なお、鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ・イノシシ）との整合性を図り、各市町の被害状況をふまえて、農作物の被害防止に総合的に取り組む。

今後、侵入が懸念される特定外来生物については、生息状況確認のための捕獲調査を行い、初期侵入の段階で被害防止対策を講じる。

(荒尾市)

大規模な防護柵設置により、被害の減少という効果を得ることができた。しかし、今後も荒尾市有害鳥獣対策協議会を中心に被害防止対策に努める。

防護柵の設置については、これまでの事業の効果を受け、設置状況及び被害状況の整理を行い、不足している箇所を洗い出して効率的な整備を行う。

捕獲資材の導入やわな猟免許講習会費用の助成、捕獲技術向上を目指した研修についても継続して行い、捕獲に係る担い手の確保に努める。また、被害が少ない作物の導入についても検討する。

今後、ハクビシンの生息調査を行うとともに、新たにニホンジカとアライグマの生息が確認されたことから、被害の拡大防止に向けた取組を行う。

捕獲獣の利活用についても研究し、実践可能性の検証も含め検討する。

(玉名市)

中山間地域における防護施設の整備が進んだ結果、イノシシによる被害は減少傾向にある。しかし、依然として被害金額は大きく、また、イノシシの目撃情報の増加から生息域が拡大していることが懸念されるため、今後も継続して防護施設の整備を推進していく。個体数調整については、イノシシ生息環境調査による科学的知見に基づいた捕獲を継続するとともに、先進的な捕獲法等を導入し、より効果的な捕獲に努める。また、捕獲機材の導入、狩猟免許取得費の補助を継続するとともに、市広報誌等により狩猟のイメージ向上普及啓発を行い、捕獲の担い手の育成及び確保を図る。耕作放棄地の解消等、環境整備については先進地の取組み等、情報収集を行い、地域住民と一体となって有害獣を寄せつけない環境づくりを行う。

カラス等鳥類については、追い払い等の取組みを更に実施するとともに、新たな被害対策に繋がる方法を検討していく。

ニホンジカが管内で、アライグマについては隣接市で生息が確認されたことから、生息分布域の拡大防止及び農作物等被害防止の取組を行う。

効果的な鳥獣被害防止対策には自分たちの地域は自分たちで守る体制づくりが重要となるため、鳥獣被害防止対策協議会及び鳥獣被害対策実施隊が中心となって、その

体制づくりのための普及啓発活動を行い、地域住民を中心とした被害防止体制整備に努め、総合的な被害防止対策に取り組む。

(玉東町)

イノシシが今までになく、生息環境を広域的に広げている現状から、生息環境調査を行い、各地区での今後の対応を地区単位で話し合う。特に被害が目立つ原倉馬伏地区や原倉、荒強当地区においては、モデル的にイノシシの電気柵の導入を優先的に推進する。また、大型の囲いわなを利用したイノシシの一斉捕獲に取り組む。地区で話し合った結果における被害防除対策を今後強力に推進する。

カラスについては、防鳥ネットの設置について検討を行い、被害が減少するように努める。

ニホンジカが町内で目撃され、アライグマについては玉名管内<sup>市</sup>で生息が確認されたことから、生息調査等を行い、被害防止対策を講じる。

玉東町有害鳥獣対策協議会を中心に地域全体への広報活動を行い、地区の農地は地区で守る体制整備など、総合的な被害防止対策に取り組む。

(和水町)

大規模な侵入防護柵設置を実施したこともあり、被害が減少している一方、未実施の地区については徐々にではあるが確実に被害が拡大している。環境改善、防除、捕獲をバランスよく取り入れた総合的な被害防止対策に向け、関係機関や地域住民、農業者等との早期の連携体制構築を図る。

また、町内でニホンジカの生息が確認され、アライグマについては隣接市で生息が確認されたことから被害拡大防止に取り組む。

(南関町)

鳥獣による農作物の被害防止対策や捕獲方法についての情報交換を行い、効果的な被害防止対策の強化を図る。また、イノシシの生息環境調査を継続し、効果的な捕獲を行うための科学的な知見を得るとともに侵入防止策の整備や放任果樹の除去等による被害防除の対策を講じる。

捕獲機材の導入や担い手育成により捕獲体制の強化を図る。また、被害対策に関する普及啓発の推進も含めて総合的な被害防止対策に取り組む。

新たに、町内でニホンジカと隣接市でアライグマの生息が確認されたことから、生息域拡大防止及び農林産物等被害防止に向けた取組を講じる。

(長洲町)

現在、鳥獣による農作物の被害はほとんどないが、イノシシの生息が確認されており、今後の頭数増加と農作物への影響が懸念される。この対策として、町職員が中心となり近隣市町との連携と情報共有化を図りながら、生息調査と初期段階での被害防止対策を講じるとともに、防護柵等の設置を検討する。

また、隣接市でニホンジカとアライグマの生息が確認されたことから、生息調査と初期段階での被害防止対策の取組を講じる。

(注) 1 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。



### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

##### (広域連携)

各市町の実施隊及び捕獲隊の連携強化を図り、捕獲計画数の達成のために効果的な捕獲体制の整備を行う。特に捕獲技術の向上、効果的な捕獲・駆除方法の検討、捕獲担い手の確保・育成を行う。また、被害防止効果の検証を行い、長期的には野生鳥獣との共生共存のために、地域と鳥獣の棲み分けを図る。

なお、捕獲計画数は、鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図るものとする。

##### (荒尾市)

市長は荒尾市有害鳥獣駆除隊へ捕獲業務を委託し、有害鳥獣の捕獲を実施している。荒尾市有害鳥獣駆除隊（猟友会員 12 名）に加え、数名の農家が捕獲を行っている。荒尾市農林水産課職員（2 名）、玉名農業協同組合荒尾市総合支所職員（2 名）は捕獲の担い手確保及び指導育成を行う。

##### (玉名市)

市長は玉名市有害鳥獣捕獲隊へ捕獲業務を委託し、有害鳥獣の捕獲を実施している。玉名市有害鳥獣捕獲隊（29 名）が捕獲の担い手である。玉名市農林水産政策課職員（5 名）、玉名農業協同組合指導販売部営農振興課職員（2 名）、鳥獣保護員（2 名）は捕獲の担い手確保及び育成を行う。

##### (玉東町)

町長は玉東町有害鳥獣捕獲隊、玉東町北部地域有害鳥獣捕獲隊へ捕獲業務を委託し、有害鳥獣捕獲を実施。

玉東町有害鳥獣捕獲隊（5 名）が玉東町南部地域を、玉東町北部地域有害鳥獣捕獲隊（4 名）が北部地域の捕獲を担当する。玉東町産業振興課職員（1 名）、玉名農業協同組合玉東総合支所職員（1 名）は、捕獲の担い手確保及び指導育成を行う。

##### (和水町)

地元猟友会を中心とした有害鳥獣駆除隊でイノシシ、ハト類、カラス類、ハクビシン、アナグマの捕獲を行っている。

平成 20 年度からは農業者を中心とした自衛捕獲者で組織する「農作物を害獣被害から守るわな猟の会」（16 名）もイノシシを捕獲している。

平成 23 年度に、和水町鳥獣被害対策実施隊（町職員 19 名、農協職員 3 名）を結成し、平成 24 年度より駆除隊による捕獲活動への補助を行っている。

(南関町)

町長は、南関町有害鳥獣捕獲隊へ捕獲業務を委託し、有害鳥獣の捕獲を実施している。

熊本県猟友会南関郷支部、南関町有害鳥獣捕獲隊と住民の協力のもと捕獲体制を推進。また、狩猟免許保持者と新規免許取得者の協力体制を支援する。

イノシシについては、予察による通年捕獲、カラス類、ヒヨドリについては、作物被害が集中する時に予察又は対処による捕獲を実施する。アナグマ、タヌキ、ニホンジカについては、農作物被害が報告された時点で予察又は対処による捕獲を実施する。実施主体は、猟友会と捕獲隊である。

平成 25 年度に結成した南関町鳥獣被害対策実施隊に対し、捕獲隊との捕獲技術の向上、効果的な捕獲・駆除方法の検討、捕獲担い手の確保・育成を行う。

(長洲町)

農作物被害の発生を最小限にとどめるためイノシシ等の有害鳥獣捕獲が必要となった場合は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく捕獲許可取得のうえ、適格者を選定し従事させる。併せて、継続的な捕獲体制構築のため、捕獲担い手の確保育成に努める。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他の捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26 年度	イノシシ カラス類 スズメ類 ヒヨドリ ハト類 ハクビシン アナグマ タヌキ ニホンジカ アライグマ	イノシシ用箱ワナ及びくくりワナの導入と捕獲隊へ貸与することにより、捕獲実績の向上を図る。 鳥類の捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集と導入 カラス類、スズメ類、ヒヨドリ、ハト類、追い払い活動と銃による捕獲追い払い活動 狩猟免許取得者への取得費補助 狩猟免許取得の広報を図り担い手の育成に努める。 生息状況調査、夜間監視カメラによる調査等を実施し、捕獲実績向上を図る。
27 年度	イノシシ カラス類 スズメ類 ヒヨドリ ハト類 ハクビシン アナグマ	イノシシ用箱ワナ及びくくりワナの導入と捕獲隊へ貸与することにより、捕獲実績の向上を図る。 鳥類の捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集と導入 カラス類、スズメ類、ヒヨドリ、ハト類、追い払い活動と銃による捕獲追い払い活動 狩猟免許取得者への取得費補助 狩猟免許取得の広報を図り担い手の育成に努める。

	タヌキ ニホンジカ アライグマ	生息状況調査、夜間監視カメラによる調査等を実施し、捕獲実績向上を図る。
28年度	イノシシ カラス類 スズメ類 ヒヨドリ ハト類 ハクビシン アナグマ タヌキ ニホンジカ アライグマ	イノシシ用箱ワナ及びくくりワナの導入と捕獲隊へ貸与することにより、捕獲実績の向上を図る。 鳥類の捕獲に有効な捕獲器に関する情報収集と導入 カラス類、スズメ類、ヒヨドリ、ハト類、追い払い活動と銃による捕獲追い払い活動 狩猟免許取得者への取得費補助 狩猟免許取得の広報を図り担い手の育成に努める。 生息状況調査、夜間監視カメラによる調査等を実施し、捕獲実績向上を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>各市町の被害防止協議会が計画した捕獲計画に基づき設定した。 なお、捕獲計画数は、鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画と整合性を図るものとする。 資料：各市町年度別有害鳥獣捕獲実績（平成19～24年度）</p>
<p>(荒尾市)</p> <p>鳥獣被害が多くなっており、有害鳥獣捕獲隊による駆除及び各地区協議会による自主防衛隊にて駆除を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノシシ H24年度より捕獲報奨金を導入しており、捕獲数増加に伴い被害は減少してきている。捕獲計画数は平成24年度捕獲実績（資料3）相当分の100頭を目標とし、捕獲目標が達成出来るよう関係団体と協力する。</li> <li>・ カラス類 農作物の被害額は増加傾向にあり、短時間で甚大な被害が発生する。有害鳥獣駆除隊による銃での捕獲を強化し、平成24年度捕獲実績（資料3）の3倍に相当する300羽を計画し、被害の軽減を図る。資料3：年度別有害鳥獣捕獲実績（平成19～23年度）</li> <li>・ ヒヨドリ 野菜や温州みかんでの被害が、年によって甚大な被害が発生する。有害鳥獣駆除隊による銃での捕獲を強化する。捕獲数については100羽を目標とした。</li> <li>・ スズメ類、ハト類 銃による捕獲及び追い払い効果を勘案して、スズメ類100羽、ハト類200羽とした。</li> <li>・ アナグマ・ハクビシン 生息は確認されていないが、今後目撃情報や被害報告もあると考えられ、捕獲の対象鳥獣に加え、各10匹を目標とする。</li> </ul>

- ・ ニホンジカ

目撃情報により、生息が確認されていることから、今後被害が拡大しないように対策を考え、捕獲対象鳥獣に加え10頭の目標とし、関係団体と協力して被害の軽減を図る。

- ・ タヌキ

農作物被害については報告されていないが、民家での目撃情報があり、今後被害があることを考え、目標を10匹とする。

- ・ アライグマ

管内で捕獲されたことから、生息分布域の拡大防止及び農作物等被害防止のため捕獲目標を10頭とする。

(玉名市)

- ・ イノシシ

被害が減少傾向にあるが、目撃情報は増加しているため、単年度における捕獲計画数は平成24年度捕獲実績(資料3)の1.2倍に相当する400頭とする。

- ・ カラス類

捕獲の増加に伴い被害が減少してはいるが、今後も平成24年度捕獲実績に相当する400羽を捕獲計画とし、より被害の軽減を目指す。

- ・ スズメ類

被害も大きく減少しているが、被害がなくなったわけではないため、捕獲目標を100羽とする。

- ・ ヒヨドリ

近年温州みかんで被害が多発しているため、追い払い及び捕獲を強化し、捕獲数については100羽を目標とする。

- ・ ハト類

被害も大きく減少しているが、被害がなくなったわけではないため、捕獲目標を100羽とする。

- ・ ハクビシン

平成26年度から捕獲の対象鳥獣に加える。捕獲頭数はこれまでの被害報告や目撃情報から10頭とする。

- ・ アナグマ

平成26年度から捕獲の対象鳥獣に加える。捕獲頭数はこれまでの被害報告や目撃情報から10頭とする。

- ・ ニホンジカ

平成26年度から捕獲の対象鳥獣に加える。管内で確認されたことから、生息分布域の拡大防止及び農作物等被害防止のため捕獲目標を10頭とする。

- ・ タヌキ

平成26年度から捕獲の対象鳥獣に加える。捕獲頭数はこれまでの被害報告や目撃情報から10頭とする。

- ・ アライグマ

平成26年度から捕獲の対象鳥獣に加える。隣接市で捕獲されたことから、生息分布域の拡大防止及び農作物等被害防止のため捕獲目標を10頭とする。

(玉東町)

・ イノシシ

生息範囲の広がりを見せていることから、今後の被害増加を見込み、平成 24 年度の捕獲実績の 89 頭の約 2 倍の 180 頭とする。ただし、生息環境調査の実績を勘案し、捕獲頭数について増減を考える。

・ カラス類

平成 24 年度の捕獲実績の 199 羽を基に被害の増加を勘案するが追い払いを行い、約 1.5 倍の 300 羽とする。

・ ニホンジカ

管内における目撃情報があり、今後農作物等の被害増加が考えられるため、捕獲頭数は 10 頭とする。

・ アライグマ

玉名管内で捕獲されたことから、生息分布域の拡大防止及び農作物等被害防止のため捕獲目標を 10 頭とする。

(和水町)

自衛捕獲について、捕獲の申請があった場合、内容を審査し必要に応じて捕獲を許可する。なお下記の捕獲数は有害鳥獣捕獲による計画数とする。

イノシシ

計画期間の当初はこれまでと同様に 180 頭とし、最終年度において捕獲体制を強化し、年間 360 頭とする。

・ カラス類

依然として被害が発生しており、捕獲計画数はこれまで同様、年間 100 羽とする。

・ ハト類

依然として被害が発生しており、捕獲計画数はこれまで同様、年間 100 羽とする。

・ ハクビシン

これまでの被害報告や目撃情報から捕獲計画数は 10 頭とする。

・ アナグマ

いちごやスイカ等の出荷時期に被害が続いており、捕獲頭数はこれまでの被害報告や目撃情報から 30 頭とする。

・ ニホンジカ

平成 25 年度中に町内で初めて発見されたが、以降複数箇所で目撃情報があり、今後増加が懸念されることから、捕獲計画数は年間 10 頭とする。

・ アライグマ

隣接市で捕獲されたことから、生息分布域の拡大防止及び農作物等被害防止のため捕獲目標を 10 頭とする。

(南関町)

捕獲計画数は、鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画と整合性を図るものとする。

・ イノシシ

捕獲計画数は、生息範囲の広がりを見せていることから、平成23年度の有害鳥獣捕獲実績を基にし、100頭増加の400頭とする。

・ カラス類

今後も被害が増加傾向にあることから有害鳥獣捕獲実績を基に200羽とする。

・ ヒヨドリ

特に野菜関係で被害の報告があるため、捕獲数については、100羽とする。

・ アナグマ

年々被害報告や目撃情報が多く、捕獲数については、20頭とする。

・ タヌキ

近年被害報告や目撃情報から鑑み20頭とする。

・ ニホンジカ

生息環境調査の実勢を勘案し、捕獲頭数については、20頭とする。被害報告や目撃情報から増減を考える。

また、捕獲に際しては、錯誤捕獲や事故防止に関する周知の徹底に努める。

・ アライグマ

生息分布域の拡大防止及び農作物等被害防止のため捕獲目標を20頭とする。

(長洲町)

隣接市でアライグマ、ニホンジカの侵入（捕獲実績あり）が確認され、生息していることが判明したため、今後、管内への侵入が懸念される。侵入を早期発見することが、農作物被害を最小限にとどめることに繋がるため、捕獲による生息確認を行う。

イノシシについては、隣接市で農作物の被害がでており深刻な問題となっている。隣接市の有害鳥獣捕獲により、生息区域が管内に移ることも想定されるため、隣接市と協力しながら捕獲体制をとる。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等（有害鳥獣捕獲に限る）		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ	1,270頭	1,270頭	1,450頭
カラス類	1,300羽	1,300羽	1,300羽
スズメ類	200羽	200羽	200羽
ヒヨドリ	300羽	300羽	300羽
ハト類	400羽	400羽	400羽
ハクビシン	30頭	30頭	30頭
アナグマ	70頭	70頭	70頭
ニホンジカ	70頭	70頭	70頭
タヌキ	40頭	40頭	40頭
アライグマ	70頭	70頭	70頭

各市町の捕獲目標

	荒尾市	玉名市	玉東町	和水町	南関町	長洲町
イノシシ	100頭	400頭	180頭	(H26-27)180頭 (H28)360頭	400頭	10頭
カラス類	300羽	400羽	300羽	100羽	200羽	0羽
スズメ類	100羽	100羽	0羽	0羽	0羽	0羽
ヒヨドリ	100羽	100羽	0羽	0羽	100羽	0羽
ハト類	200羽	100羽	0羽	100羽	0羽	0羽
ハクビシン	10頭	10頭	0頭	10頭	0頭	0頭
アナグマ	10頭	10頭	0頭	30頭	20頭	0頭
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭	10頭	20頭	10頭
タヌキ	10頭	10頭	0頭	0頭	20頭	
アライグマ	10頭	10頭	10頭	10頭	20頭	10頭

捕獲等の取組内容

対象鳥獣は箱わな、くくりわなによるわな猟又は銃猟により捕獲を実施する。対象鳥獣の捕獲は、農作物被害が多発する時期に実施する。捕獲に際しては、県が策定する鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合を図りながら、対象鳥獣の生息環境調査を行い、広域に連携し、効果的な捕獲を行い、許可上限や被害防止計画の捕獲計画数を考慮して捕獲を行う。

被害発生の連絡があった場合は現場を確認し必要に応じて早急に対処捕獲を実施する。現場の状況や対象鳥獣によりわな猟と銃猟を使い分ける。また、わな猟、銃猟どちらを用いる場合も錯誤捕獲に留意し、捕獲従事者、猟犬の事故防止に万全を期すこととする。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
荒尾市	ニホンジカ、アナグマ、ハクビシン
玉名市	ハクビシン、アナグマ、ニホンジカ
玉東町	ニホンジカ
和水町	アナグマ、ハクビシン、ニホンジカ
南関町	アナグマ、ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防護柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ	侵入防護柵を設置する。 （被害の多い地区）侵入防護柵は、園地への飛び超え防止効果の高いイノシシの跳躍特性が考慮されたタイプを設置する。	侵入防護柵を設置する。 （被害の多い地区）侵入防護柵は、園地への飛び超え防止効果の高いイノシシの跳躍特性が考慮されたタイプを設置する。	侵入防護柵を設置する。 （被害の多い地区）侵入防護柵は、園地への飛び超え防止効果の高いイノシシの跳躍特性が考慮されたタイプを設置する。
	（荒尾市） 電気柵 23,529m メッシュ柵 10,356m 面積 (12,200a)	（荒尾市） 電気柵 3,911m メッシュ柵 922m 面積 (1,730a)	（荒尾市） 電気柵 5,500m メッシュ柵 6,000m 面積 (2,865a)
	（玉名市） 電気柵 15,000m メッシュ柵 2,000m 面積 (2,500a)	（玉名市） 電気柵 15,000m メッシュ柵 20,000m 面積 (7,000a)	（玉名市） 電気柵 15,000m メッシュ柵 20,000m 面積 (7,000a)
	（玉東町） 電気柵 7,500m メッシュ柵 2,000m 面積 (1,800a)	（玉東町） 電気柵 7,000m メッシュ柵 1,500m 面積 (1,500a)	（玉東町） 電気柵 6,500m メッシュ柵 1,300m 面積 (1,400a)



対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ	(和水町) 電気柵 11,000m メッシュ柵 11,000m 面積 (2,600 a)	(和水町) 電気柵 10,000m メッシュ柵 10,000m 面積 (2,300 a)	(和水町) 電気柵 10,000m メッシュ柵 10,000m 面積 (2,300 a)
	(南関町) 電気柵 : 100,000m 面積 (20,000 a)	(南関町) 電気柵 : 100,000m 面積 (20,000 a)	(南関町) 電気柵 : 50,000m メッシュ柵 : 50,000m 面積 (20,000 a)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防護柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

	対象鳥獣	取組内容
26年度	イノシシ カラス類 スズメ類 ヒヨドリ ハト類 ハクビシン アナグマ タヌキ ニホンジカ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害防止対策の普及啓発(講習会の開催、広報誌掲載)</li> <li>○耕作放棄地の解消</li> <li>○中山間地域総合整備事業による農地凡用化を実施し耕作放棄地化を未然に防止する</li> <li>○中山間地域直接支払制度及び農地・水・環境保全向上対策を利用した住民によるきめ細やかな農地の管理及び侵入防護柵の点検管理指導の徹底。</li> <li>○わなは各市町鳥獣被害防止協議会において管理する。</li> <li>○地域住民に対して、放任果樹等エサになるものの放置防止や鳥獣への対応(目撃したら石を投げての追い払い等)の指導</li> <li>○地域住民による鳥獣の出没を抑制する緩衝帯の設置(藪の刈り払)</li> <li>○集落みんなで、勉強、守れる集落・農地づくり</li> </ul>
27年度	イノシシ カラス類 スズメ類 ヒヨドリ ハト類 ハクビシン アナグマ タヌキ ニホンジカ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害防止対策の普及啓発(講習会の開催、広報誌掲載)</li> <li>○耕作放棄地の解消</li> <li>○中山間地域総合整備事業による農地凡用化を実施し耕作放棄地化を未然に防止する</li> <li>○中山間地域直接支払制度及び農地・水・環境保全向上対策を利用した住民によるきめ細やかな農地の管理及び侵入防護柵の点検管理指導の徹底。</li> <li>○わなは各市町鳥獣被害防止協議会において管理する。</li> <li>○地域住民に対して、放任果樹等エサになるものの放置防止や鳥獣への対応(目撃したら石を投げての追い払い等)の指導</li> <li>○地域住民による鳥獣の出没を抑制する緩衝帯の設置(藪の刈り払)</li> <li>○集落みんなで、勉強、守れる集落・農地づくり</li> </ul>

28年度	イノシシ カラス類 スズメ類 ヒヨドリ ハト類 ハクビシン アナグマ タヌキ ニホンジカ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害防止対策の普及啓発(講習会の開催、広報誌掲載)</li> <li>○耕作放棄地の解消</li> <li>○中山間地域総合整備事業による農地凡用化を実施し耕作放棄地化を未然に防止する</li> <li>○中山間地域直接支払制度及び農地・水・環境保全向上対策を利用した住民によるきめ細やかな農地の管理及び侵入防護柵の点検管理指導の徹底。</li> <li>○わなは各市町鳥獣被害防止協議会において管理する。</li> <li>○地域住民に対して放任果樹等餌になるものの放置防止や鳥獣への対応(目撃したら石などを投げての追払い等)の指導</li> <li>○地域住民による鳥獣の出没を抑制する緩衝帯の設置(藪の刈り払)</li> <li>○集落みんなで、勉強、守れる集落・農地づくり</li> <li>○集落単位での被害防止対策</li> </ul>
------	---	--

(注) 侵入防護柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

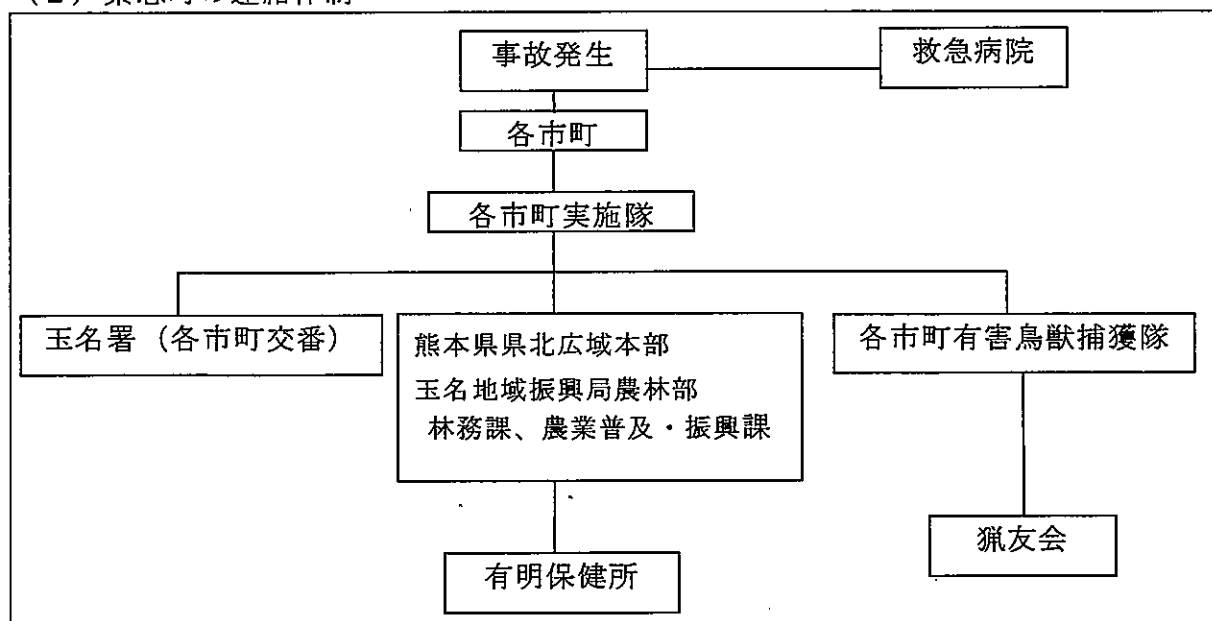
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
荒尾市農林水産課 玉名市農林水産政策課 玉東町産業振興課 和水町農林振興課 南関町経済課 長洲町農林水産課	関係機関への連絡、住民避難誘導、有害鳥獣捕獲許可
熊本県県北広域本部 玉名地域振興局農林部 林務課、農業普及・振興課	広域連携の推進、情報収集、有害鳥獣捕獲許可

玉名警察署（各市町交番）	住民避難誘導
猟友会荒尾支部 玉名支部南関郷支部	追い上げ、追い払い、捕獲等
各市町有害鳥獣捕獲隊	追い上げ、追い払い、捕獲等
鳥獣被害対策実施隊 荒尾市、玉名市、玉東町、 和水町、南関町	追い上げ、追い払い、捕獲等

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	玉名地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会
構成機関の名称	役割
荒尾市有害鳥獣対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換
玉名市鳥獣被害防止対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換
玉東町有害鳥獣被害対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換
和水町有害鳥獣捕獲対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換
南関町鳥獣被害防止対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換

※ 長洲町は鳥獣被害発生に応じて設立予定

<荒尾市有害鳥獣対策協議会>

構成機関の名称	役 割
熊本県猟友会荒尾長洲支部 荒尾市有害鳥獣捕獲隊	捕獲実践活動の指導、担い手育成
荒尾市行政協力員 荒尾市農業委員	地域の被害調査・報告及び情報交換
玉名農業協同組合 荒尾市総合支所	担い手確保、技術的指導
荒尾市（農林水産課）	担い手確保、被害防止策の広報・啓発活動

<玉名市鳥獣被害防止対策協議会>

構成機関の名称	役 割
熊本県猟友会玉名支部 玉名市有害鳥獣捕獲隊	捕獲実践活動の指導、捕獲担い手の育成
玉名市区長会協議会 熊本県農業共済組合玉名支部	地域の被害状況調査・報告及び情報交換
玉名農業協同組合	営農指導、捕獲担い手の確保、被害防止策の普及啓発活動
玉名市（農林水産政策課）	担い手確保、被害防止策の広報・啓発活動

<玉東町有害鳥獣被害対策協議会>

構成機関の名称	役 割
玉東町（産業振興課）	担い手育成・協議会の連絡、調整
玉東町農業委員会	地域の被害調査・報告及び情報交換
玉名猟友会玉東支部	広域連携の推進、技術指導
玉名農業協同組合玉東総合支所	被害防止策広報活動・被害状況の提供
玉東町有害鳥獣捕獲隊	捕獲実施活動及び技術指導
玉東町北部地域有害鳥獣捕獲隊	捕獲実施活動及び技術指導

<和水町鳥獣捕獲対策協議会>

構成機関の名称	役 割
和水町農林振興課	協議会の連絡、調整
玉名農業協同組合	被害箇所、面積等の情報提供及び営農指導
玉名猟友会菊水支部	捕獲実施者
南関郷猟友会三加和有害鳥獣駆除隊	捕獲実施者
農作物を害獣被害から守るわな猟の会 （自衛捕獲を行う農業者集団）	住民代表、捕獲実施者

<南関町鳥獣害被害防止対策協議会>

関係機関等の名称	役割
南関町経済課	関係機関への連絡、住民避難誘導、有害鳥獣捕獲許可
玉名警察署（南関交番）	住民避難誘導
熊本県猟友会南関郷支部	追上げ・追払い、捕獲等
南関町有害鳥獣捕獲隊	追上げ・追払い、捕獲等
南関町鳥獣被害対策実施隊	追上げ・追払い、捕獲等

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県鳥獣保護管理員	鳥獣生息状況、野生鳥獣保護
(株)九州自然環境研究所	生息環境及び被害状況調査、被害防除教育
熊本県県北広域本部 玉名地域振興局 農林部	関係機関への連絡調整・アドバイザー

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市町名	設置年月日	活動内容	規模 民間隊員の有 無	隊長
荒尾市	H24. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発活動及び防護柵等の設置助言</li> <li>・出没状況等調査</li> <li>・捕獲等に関すること</li> <li>・その他市長が必要と認めること</li> </ul>	市職員 2名 JA職員 2名	隊員のみ
玉名市	H25. 3. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止柵設置助言</li> <li>・生息調査</li> </ul>	市職員 5名	農林水産政策課課長

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況調査</li> <li>・寄せつけない環境づくり普及啓発活動</li> <li>・捕獲活動補助</li> </ul>		
玉東町	H25.12.11	有害鳥獣捕獲隊との連絡調整	町職員5名 民間隊員2名 (猟銃・わな狩猟免許所有)	産業振興課 課長
和水町	H24.3.15	有害獣の捕獲(補助)	町職員19名 民間隊員3名 (内狩猟免許所有18名)	農林振興課 林務係長
南関町	H25.4.1	南関町有害鳥獣捕獲隊との連絡調整	町職員4名 民間隊員1名 (わな狩猟免許所有)	経済課 課長補佐

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各地区の代表者(区長等)は、農作物の被害状況を町又は協議会に報告するとともに、実施隊や捕獲隊員との協力を行う。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体の処理については、自家消費、埋設もしくは焼却等適切な処理を行う。

また、捕獲したイノシシの食肉としての利活用の可能性について、処理加工施設の整備等を含め、検討を行う。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害農家の実状を十分ふまえ、侵入防護柵等の被害防止対策や捕獲の効果を検証し、地域住民と協力して、地域ぐるみによる被害防止施策を展開していく。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

